

海外経済要録

米州諸国

◇連邦準備制度理事会、新レギュレーションSを設定

連邦準備制度理事会は9月27日、金融機関(クレジット・カード会社も含む)が連邦政府の要請に応じて顧客(個人)との金融取引記録を作成・提出するにあたり、直接要した経費を政府に要求する際の基準(例えば、①人件費としては1時間当たり10ドル、②複写コストとして1ページ当たり15セント等)を設定(新レギュレーションS)、10月1日から適用する旨発表した。なお本措置は、金融機関が保有する顧客(個人)との金融取引記録を連邦政府が利用することを制限した「金融取引上のプライバシー権に関する法律」(The Right to Financial Privacy Act <78年11月成立>)に基づくものである。

◇米国、ドイツ・マルク建債券を発行

米国財務省は11月12日、西ドイツ市場において総額約20億ドイツ・マルクのドイツ・マルク建債を発行した。米国政府によるドイツ・マルク建債(いわゆるカーター・ボンド)の発行は昨年12月15日(総額30.4億ドイツ・マルク)、本年3月1日(同20億ドイツ・マルク)に続き今回が3回目。なお今回は前2回のような債務証書(Schuld-schein)ではなく債券(Kassenobligation)という形態をとっている(このため前2回にみられた譲渡制限や証券取引税の免除などの条件は今回付されていない)。

同債券の発行要項等は以下のとおり。

1. 発行額および発行条件

期間	発行額	金利	発行価格
2年半もの (満期1982年) (5月12日)	808.4百万マルク	8.55%	par発行
3年半もの (満期1983年) (5月12日)	1,197.2百万マルク	8.5 %	par発行

2. 応募条件等

- (1) 応募は西ドイツの居住者に限られ、非居住者による取得は直接・間接を問わず認められない。
- (2) 応募単位は5千マルク超(ただし1千マルク刻み)。
- (3) 債券の個々の券面は発行せず、取得者の持分は、国内金融機関または西ドイツ各州の中央銀行(Landes-zentral bank)の保管帳簿に記帳される。
- (4) 西ドイツと米国間の2重課税防止条約により米国の

本債券利子に対する源泉徴収税は免除される。

- (5) 本債券はロンバード貸付適格担保とする。

◇米国、イランの公的資産を凍結

カーター大統領は11月14日、「国際緊急経済権限法(注1)」(International Emergency Economic Powers Act)に基づき米国にあるイランの公的機関保有資産を直ちに凍結する旨発表した。本措置は同日、イラン政府が米国内に保有する同国のドル資産を引揚げることを計画中である旨発表したことに対処するために採られたものであるが、米国とイラン両国の関係は11月初のイラン民衆による米国大使館占拠事件を契機に急速に悪化をみており、11月12日には米国政府はイラン石油の全面輸入停止措置を打出した経緯がある。

なお今次措置の対象となる資産は当初、単に「イラン政府、中央銀行、その他公的機関等(国有銀行も含む)が保有する資産で、米国政府の法的権限が及ぶもの(米銀、在米外銀のほか米銀の海外支店、現法にある資産も含む)(注2)」とされていたが、その後(11月19日)貿易決済上支障が生じないようにとの配慮もあって、

- (1) 凍結措置以前に発生したイランとの貿易取引の決済に使用する決済勘定、
- (2) 米銀の海外支店・子会社にあるイラン資産のうちドル以外の第三国通貨建て勘定(約3億ドル相当)、等についても凍結措置の対象外とされた。

(注1) 本法律は1977年に制定されたもので、大統領に対し、国家緊急事態が発生したと判断される場合には対外取引を規制する権限を付与している。

(注2) 財務省が11月19日明らかにしたところによると、凍結資産の総額は約80億ドル強にのぼっており、その主な内訳は次のとおり。
①ニューヨーク連銀預託の財務省証券12億ドル、②同連銀が保管する金6億ドル(時価)、③国防省に対する武器輸入関係前払金4億ドル、④在米銀行への預金10億ドル強、⑤米銀の海外支店・子会社への預金40億ドル強、⑥米国内企業(銀行を除く)への投資5億ドル強。

◇米国、代替エネルギー生産促進等の財政支援措置を決定

カーター大統領は11月27日、エネルギー省等に係る80年度歳出予算法(注3)に署名した。この結果、同大統領が去る7月に提案していた一連のエネルギー対策(8月号「要録」参照)のうち、代替エネルギー生産促進等のためのエネルギー安定基金の設立および低所得世帯に対する暖房費補助計画は実施に移されることとなった(詳細は次表のとおり)。なお、これら諸計画の財源には石油企業に対する超過利潤税(5月号「要録」参照)をあてることが予定されていたが、目下この超過利潤税賦課法案は議会で審議中で未成立のため、とりあえず80年度支出分

主なエネルギー対策関連支出項目

	予算規模および80年度支出額
エネルギー安定供給対策 (energy security reserve)	総額190億ドル、うち80年度支出22億ドル 80年度支出内訳 ① 代替エネルギー<石炭・オイルシェール等>の価格保証、購入予約15億ドル ② 同研究開発資金補助、融資保証 7億ドル
太陽熱利用およびエネルギー消費節約対策	総額10億ドル(注) (注) 本基金からの支出については別途立法措置が必要。
低所得世帯への暖房費補助	80年度分13.5億ドル 内訳: ① 特別社会保障給付金(注)(Supplemental Security Income)受給世帯に対し250ドルを限度として一時金を支給……4億ドル ② 各州の低所得層に対するエネルギー援助計画等に対する補助金支給……9.5億ドル (注) 低所得世帯のうち、特に身体障害者や老人等を対象に給付するもの。

については一般財源で賄われることになったもの(超過利潤税が実施に移された段階でその分は一般財源へ組戻される)。

(注) 米国の予算制度では、各年度の歳出は原則として各省庁ごとの個別の歳出予算法(Application Bill)によって決める仕組みとなっている。

◇カナダ、銀行法等の新改正法案を発表

カナダ大蔵省は10月23日、銀行法等の新改正法案(注)を議会に提出した。同省はかつて前自由党政府の下、78年5月に1度改正法案を議会に提出した(昭和53年6月号「要録」参照)が、同改正法案は本年3月末審議未了で廃案となつたため、今般進歩保守党新政府の下、改めて改正法案を議会に提出したもの。今次改正法案の内容は旧改正法案と大筋では同じであるが、これまでの審議の過程で出されていた上院銀行委員会および下院金融委員会の勧告をも一部取込んだものとなっている。

なお、カナダの銀行法は10年間の限時法となっており、現行法は77年6月末で期限が到来したが、これまで3回にわたり期間延長され、現在80年4月1日まで有効となっている。

(注) 改正法案には銀行法の改正のほか、カナダ銀行法、ケベック貯蓄銀行法、その他関連法律の修正および手形交換協会法の制定などが含まれているが、以下本稿では、旧改正法案が大きく修正された銀行法改正案についてのみ紹介することとする。

銀行法の新改正案の骨子は次のとおり。

1. 銀行設立条件の緩和

(1) 銀行の営業免許は銀行法もしくは個別の特別法(special act of Parliament)ないし総督の承認に基づき大蔵大臣が発行する特許状(letters patent)によるものとする。

(2) 現存の各種金融機関が銀行に転換することを認めること。

2. 外国銀行の対カナダ進出認可

外国銀行は次の要件を満たす場合に限り、カナダ法人の子会社設立によりカナダ国内で銀行業務を営むことを許される(支店・エージェンシーを通じて銀行業務を営むことは認めない)。

(1) 外銀子会社の本国が相互主義の原則に基づきカナダの銀行に対しカナダと同様の営業活動を認めていること。

(2) 外銀子会社の設立に際しては総督の承認に基づき大蔵大臣が発行する免許(licence)を必要とし、またこの免許は3年ごとに更新しなければならない(今回改正案で新規に規定)。

(3) 外銀子会社の授権資本は最低5百万ドルとする。

(4) 外銀子会社は国内銀行と同様準備預金積立て義務等の諸規制に服するほか、カナダ居住者に対する負債および払込資本の合計に等しい国内資産を保有しなければならないが、その国内資産は授権資本の20倍を限度とする(旧改正案では海外資産を含めた総資産を授権資本の20倍以内とすることが必要)。

(5) 全外銀子会社の国内資産総額はカナダの銀行全体の総国内資産の8%を限度とする(旧改正案では銀行商業貸出総額の15%以内と規程)。

(6) 外銀子会社がカナダ国内に支店を設置する場合、第2店舗以上については大蔵大臣の承認を要する。支店数自体の制限はなし(旧改正案では5店舗以内に支店設置を制限)。

3. 現金準備率の引下げ等

(1) カナダ・ドル建預金に対する現金準備率を今後4年

間にわたり下記の水準まで段階的に引下げる。

(現行) (改訂)

要求預金	12%	10%
定期性預金		
5億ドル以下分	4	2
5億ドルを超える分	4	3

(2) カナダ国内の外貨建居住者預金に3%の準備率を設定する(改正法施行後直ちに適用、旧改正案では国内取引のファイナンスに供される外貨預金に準備率を賦課)。

4. 銀行業務の多様化等

- (1) 銀行が子会社設立によりリース業、債権買取業(factoring)、住宅金融業、ベンチャー・ビジネスを営むことを認める。ただしこのうちリース業、債権買取業については子会社による営業以外は認められない。
- (2) 銀行による連邦債、地方債、政府機関債、国際機関債の引受けは認められるが、社債の引受けは認められない。

歐州諸国

◇ EC首脳会議開催

EC各国首脳は11月29・30両日、ダブリン(アイルランド)において本年第3回目の首脳会議を開き、①EC予算上の分担金問題、②加盟国の経済情勢・通貨問題、③エネルギー問題、④社会・労働問題、⑤情報・通信協力問題、⑥通貨問題、⑦外交問題につき幅広い討議を行った。会議終了後発表された共同声明の主要点は次のとおり。

(1) EC予算の分担金について

各国首脳は、EC予算上の英国の分担金問題につき検討した結果、同国の分担金の一部削減を決定した。なお各国首脳は、閣僚理事会に対し、引き続き本問題を検討するよう要請する。

(2) 経済情勢・通貨問題等

経済面で当面の最優先課題は、インフレの克服である。このためには、石油価格の上昇がインフレの一因の高進を招くことにならないように当面金融引締め政策を続けることが必要である。またこれと並行して共同体内で、産業の構造改善と近代化を図る努力も続けられなければならない。

なお、各国首脳は各国間の経済政策と金融政策間の協調を図ることが一層不可欠になってきているとの認識にあり、このためその一環としての欧州通貨基金(EMF)創設の意向を再確認するとともに、EC閣僚

理事会に対し、1980年3月の次回首脳会議の際、EMSのこれまでの成果と検討すべき問題点に関し報告書を提出するよう要請する。

(3) エネルギー問題

各国首脳は、EC加盟各国の80年の国別輸入石油目標を決定するようエネルギー相理事会に要請する。

各国首脳は、各国間の一層緊密な相互理解と協力を促進するためエネルギー問題の永続的解決はありえないと考え、生産国・消費国間の対話の推進に努力する。

◇ EMS参加国、デンマーク・クローネの切下げを決定

1. デンマーク政府は11月29日、デンマーク・クローネを他のEMS参加国通貨に対し約5%切下げ、翌30日以降実施する旨発表した。またこれを受け、他のEMS参加国も、対ECU基準レート、および対デンマーク・クローネ介入上下限点を変更し、同30日以降実施する旨発表した。今回の調整は、9月23日決定のEMS内平価調整に次ぐ、EMS発足(本年3月13日)以来2度目のものである。

今次調整の結果、参加国通貨の対ECU基準相場および各国中央銀行の介入点は以下のとおり変更された。

(1) 対ECU基準相場(カッコ内は旧レート)

1 ECU =	2.48208 D.M. (2.48557 D.M.)
=	39.7897 B.Fr. (39.8456 B.Fr.)
		(Lux.Fr.も同値)
=	2.74362 D.Gl.(2.74748 D.Gl.)
=	7.72336 D.Kr.(7.36594 D.Kr.)
=	5.84700 F.Fr.(5.85522 F.Fr.)
=	0.668201 I.r.£.(0.669141 I.r.£.)
=	1,157.79 Lit. (1,159.42 Lit.)	
=	0.648910 £. (0.649821 £.)

(注) ただし、上記対ECU相場中、英ポンドはEMS未参加につき、基準相場ではなく代表相場(taux représentatif)とされている。

(2) 各国中央銀行介入点

次頁表参照。

2. 今回のデンマーク・クローネ切下げは、同通貨がEMS内の介入点下限に達するといった為替面での緊張が生じる以前に実施された措置であり、「輸出促進をねらった国内経済建直し策として考えるべきもの」(Europe紙)と受け取られている。なお、デンマーク中央銀行は今回の措置に關し、「国際收支面からのみみれば、もっと早い時期に切下げを行う筋合いであったが、これが物価、賃金のスパイクを経由してインフレ加速につながることが懸念され踏切れなかった。今回は、政府内で所得

中央銀行名		西ドイツ ブンデス バンク D.M.	ベルギー 国民銀行 B.Fr.	オランダ 銀 行 D.Gl.	デン マーク 国民銀行 D.Kr.	フランス 銀 行 F.Fr.	アイル ンド行 Ir.£	イタリア 銀 行 Lit.
D.M. 100マルクにつき	上限		1,639.55	113.05	318.26	240.93	27.533	49,528.7
	中心		1,603.07	110.537	311.165	235.568	26.921	46,646.0
	下限		1,567.40	108.0775	304.23	230.33	26.323	43,931.2
B.Fr. 100ベルギー・ フランにつき	上限	6.380		7.0520	19.8520	15.0290	1.71755	3,089.61
	中心	6.23800		6.89531	19.4105	14.6948	1.67934	2,909.79
	下限	6.099		6.7420	18.9785	14.3680	1.64198	2,740.44
D.Gl. 100ギルダーにつき	上限	92.525	1,483.25		287.90	217.96	24.9089	44,807.4
	中心	90.4673	1,450.26		281.503	213.113	24.3548	42,199.5
	下限	88.455	1,418.0		275.245	208.38	23.8130	39,743.4
D.Kr. 100デンマーク・ クローネにつき	上限	32.870	526.90	36.33		77.43	8.84854	15,917.1
	中心	32.1373	515.186	35.5237		75.7054	8.65169	14,990.7
	下限	31.420	503.75	34.735		74.02	8.45922	14,118.2
F.Fr. 100フランス・ フランにつき	上限	43.415	696.0	47.99	135.095		11.6881	21,025.2
	中心	42.4505	680.512	46.9235	132.091		11.4281	19,801.5
	下限	41.505	665.375	45.88	129.15		11.1739	18,649.0
Ir.£. 1 アイルランド・ ポンドにつき	上限	3.799	60.9020	4.1995	11.8214	8.9495		1,839.78
	中心	3.71457	59.5471	4.10597	11.5584	8.75034		1,732.70
	下限	3.632	58.2225	4.0145	11.3013	8.5555		1,631.85
Lit. 1,000イタリア・ リラにつき	上限	2.276	36.490	2.516	7.0830	5.3620	0.612801	
	中心	2.14380	34.3668	2.36970	6.67078	5.05013	0.577135	
	下限	2.019	32.365	2.23175	6.2825	4.7560	0.543545	

政策についての具体策が固まり、この面からインフレ抑制措置の実施が可能になったことに伴い実施に踏切ったもの」と説明している。

◇西ドイツ 5大経済研究所、共同経済見通しを発表

西ドイツの5大経済研究所は、10月22日、恒例(春、秋2回)の共同経済見通しを発表した。今回の見通しでは、西ドイツの景気は明年に入り拡大テンポがスローダウンするものの、景気後退に陥る懸念は少なく、当面新たな景気刺激策は不要との見方を提示している。

今回の見通しの主要点は以下のとおり。

(1) 西ドイツ経済の現状と見通し

イ. 西ドイツの景気は、78年央に上昇に転じて以来、本年に入ってからも、設備投資、輸出等の増勢に支えられて力強い上昇過程をたどっており、年内一杯こうした基調が続くと見込まれる。この結果、本年の実質経済成長率は4%程度に達しよう。

ロ. 80年については、個人消費、輸出の伸び悩み等から景気のスローダウンは避けられないが、設備投

資が底堅いことなどからリセッションに陥る懸念は少なく、明年の実質経済成長率は2.5%程度となろう。

これを需要項目別にみると、まず設備投資は、企業収益がなお好調であり、企業の手元流動性も当分潤沢な状況が続くと予想されるため、金利の上昇傾向にもかかわらずかなり底堅い(ziemlich widerstandsfähig)推移をたどると見込まれる。これに対し、個人消費は、景気スローダウンに伴う労働時間の減少や根強い物価上昇を映した実質所得の伸び悩みを主因に、伸び率が鈍化する見込みである。また、建設投資については、このところ建築コストや金利の上昇から新規受注が頭打ちとなっているものの受注残が豊富なことから来年前半ごろまでは高水準を維持できようが、後半になれば住宅投資を中心に増勢が鈍化しそう。輸出も、欧州諸国や日本の景気のスローダウンが見込まれ、米国のリセッションも年前半まで続くと予想されるため、伸び率は幾分低下する見込みである。

ハ. この間、雇用面をみると、目下減少傾向をたどっている失業者数は、明年に入ってからは、増加に転じようが、リセッションの懸念が少ないだけに、その増加テンポは極めて緩やかで、結局明年平均の失業者数は本年をわずかに上回る程度にとどまろう。

一方、このところ騰勢を強めている物価は、来年前半ごろまでは原油等原材料価格高騰の影響が尾を引くことや、来年の賃上げ率が本年を上回る見込みであるため、根強い騰勢を免れないが、後半になれば、原材料価格の落着きなどから騰勢は鈍化しよう。しかし年平均でみれば、生計費指数の前年比上昇率は+4.5%と79年並みとなるものとみられる。

(2) 政策提言等

イ. 以上のように、今後景気は上昇テンポが鈍るとはいえ、リセッションに陥る懸念は少なく、雇用事情もさ程悪化しないと予想される。従ってここで新たに景気刺激策を講ずる必要はなく、当面は現在の政策運営を大きく変更する必要はないと言える。

ロ. 金融政策面については、ブンデス銀行は金融市场調節を通じて銀行流動性の圧縮に努めており、この結果マネーサプライがここ数ヵ月ほとんど増加していない。当面はともかく、こうした状況があまり長く続くとインフレ抑制は実現できたとしても、最終需要面に悪影響を及ぼすことにもなりかねない。ブンデス銀行としては、持続的成長と物価安定を実現するため、銀行流動性を適度に調節しつつ、適正な通貨量の供給を図るべきであり、できるだけ速やかに明年的中央銀行通貨量の増加目標値を公表し、その目標値の実現を図る姿勢を明確に打出すべきである。目標値の設定に当っては、安定化政策を指向(auf Verstetigung ausgerichteten)する見地から「潜在成長力+避けがたい物価上昇率」に見合った伸びとすべきであり、具体的には7~8%(79年の目標値6~9%)とすることが適切と言えよう。

ハ. 財政政策面では、明年こそは財政赤字縮小への第一歩を踏み出すべき年である。すなわち、経常支出の削減や補助金の見直し等によって歳出を抑制し、また78~79年と2年続いた所得税減税は来年は見送るべきである。

ニ. 賃金政策面では、今秋以降始まる明年的賃上げ交渉において本年の賃上げ率(平均5%)を大きく上回るようなペア率が実現することは何としても回避すべきであり、そのためには本年のペア交渉にみられたような労組側の節度ある態度が引き続き要請される

ところである。

ホ. 最後に、為替政策面では、大量の為替介入によって、通貨の適正な供給が阻害されることのないよう留意すべきである。EMS参加通貨を巡る為替の投機的動きに対しては、EMS内の平価調整を機動的に実施することによって、これを未然に防止すべきである。また、域外通貨特に米ドルとの関係で大量の投機的資金が流入する場合には、これによる国内流動性の増大を吸収するような金融政策措置が必要であろう。

(3) 本見通しに対する反響

本見通しに対する各界の反響をみると、産業・金融界では「極端な楽観論や悲観論を排し、客觀情勢の冷静な分析に立脚した現実的な見通し」(御・輸出入連盟)であり、「最近の経済情勢からみて、景気の上昇テンポは鈍るとしても、リセッションは回避できるとする見方は、十分納得性がある」(経営者連盟、銀行協会)との見方が大勢である。しかしながら、政策提言については、ブンデス銀行の最近の厳しい金融市场調節方針に対してやや批判的であることに関し「本見通しにおける景気の姿を実現するためには、目下騰勢を続けていたる物価の安定が急務である」(銀行協会)として「現在の流動性圧縮措置が厳しすぎるとの指摘は納得しがたい。ブンデス銀行はインフレ抑制に徹した現状の引締め政策を貫徹すべきである」(貯蓄者擁護連盟)との声が強い。また財政政策についても「本見通しにおけるような財政再建への取組み姿勢では、生ぬるく、政府は来年こそは思い切った赤字縮小策に乗り出すべきである」(ドイツ工商会議所)など、安定化政策の推進を求める議論が目立った。

この間、政府筋では「本見通しの来年の景気に対する見方はやや慎重に過ぎる。現在の景気諸指標から判断する限り、来年の実質経済成長率は、本見通しの+2.5%を上回る公算が強い」(大蔵省)との声が聞かれ、政策提言についても、「景気の上昇基調は崩れまいとみられるため、短期的には当面新たな政策を講ずる必要はないとする本見通しの判断は正しいと言えるが、より重要な点は、こうした短期的視点ではなく、中期的政策運営のあり方であり、換言すればいかにして物価安定の下で安定成長を実現していくかにある。この点、本見通しには中期的視野が欠如している」(経済省)とのコメントもみられる。

◇西ドイツ、個人等を対象に中期連邦債を新たに発行
政府、ブンデス銀行は、11月12日、公共投資の

ファイナンスならびに個人の財産形成促進に資するため、個人消化をねらいとして新規中期連邦債(Bundesobligationen)を下記の要領で12月3日以降発行する旨、発表した。

- (1) 応募資格 自然人および公益、慈善、宗教法人(ただし、居住者に限る)
- (2) 期間 5年
- (3) 金利 市場実勢を勘案して決定(確定利付債)
- (4) 最低額面 100マルク
- (5) 上場 発行後直ちに証券取引所に上場。譲渡可能。
- (6) 売出しが金融機関ないし州中央銀行を通じて行う。また発行コスト節減、事務処理簡素化の見地から、個々の証券は発行されず取得者の持分は金融機関の保管帳簿に記帳。

◇ブンデスバンク、80年の中央銀行通貨量の目標増加率を決定

1. ブンデスバンクは、11月29日開催の定例中央銀行理事会において、80年の中央銀行通貨量の目標増加率を年間5～8%(80年第4四半期の前年同期比増加率、79年目標は同6～9%)とする旨決定した。

2. これに関する同行対外発表文は、次のとおり。

「ブンデスバンクは、明年も適正な経済成長率達成に必要な通貨を供給すると同時に金融面から物価上昇を招くことを極力回避することを目標に金融政策を運営する方針であり、本目標値は、こうした考え方沿ったものである。目標値の上限、下限いずれに近い線をねらった政策運営を行うかは、その時々の物価や景気動向およびドイツマルクの為替相場の動きを考慮して検討していくつもりである。ブンデスバンクは、インフレーションの抑制と安定成長の実現を目標とした金融政策が十分に成果を挙げうるために、財政政策や企業、労働組合の態度がこの目標と合致した方向を指向することが不可欠であると確信している。」

また、理事会終了後に行なわれた記者会見におけるエミンガー総裁の本決定に関する発言要旨以下のとおり。

「本決定は、現在の金融引締め政策の強化を意味するものでも緩和を意味するものでもない。明年的目標値を本年に比べ上下限それぞれ1%引下げたのは、この半年間採ってきた信用拡大テンポの抑制姿勢を堅持することを意味すると同時に、この目標値は、約3%と予想される明年の実質経済成長率を確保するのに十分であると考える。なお、本決定は理事会メンバー全員一致で行われた。本目標値算定に当っては、潜在成長率(約3%)に見合う実質成長率ならびに避け難い物価上昇率(年平均4%)が考慮されたが、対外面で激変が生じたり、来たるべき賃金交渉で予想外の進展がみられたりすれば、こうした前提が崩れてしまう点に留意すべきである。」

◇フランス、1979年度補正予算案を閣議決定

フランス政府は11月7日、1979年度補正予算案を閣議決定した。今次補正予算は、8月末発表の景気支持策(9月号「要録」参照)を予算面から裏付けること、および物価の上昇により目減りした社会保障関係費を補てんすること等をねらいとしたものである。今次補正により総収支じり赤字は、当初の151億フランから348億フランに拡大した(注)。

今次補正予算案の概要は次のとおり。

(歳出増…215億フラン)

- ① 社会保障関係費増額(92億フラン)……対社会保障会計国庫補助金増額(20億フラン)、低所得世帯に対する所得補てん措置等<8月29日決定>(19億フラン)、失業手当増額(17億フラン)等
 - ② 産業対策費増額(62億フラン)……産業改善特別基金増額(17億フラン)、鉄鋼業界特別助成金(32億フラン)等
 - ③ 公共企業体向け特別融資等増額(30億フラン)
 - ④ 軍事費増額(7億フラン)
- (歳入削減、政府融資償還増等…18億フラン)

(注) 歳出入等の推移は下表のとおり。

(単位・億フラン)

		1979年度 当初予算	今次補正 予算内訳	1979年度 補正後予算
確定 収支	歳出額	4,590	+ 158	4,748
	歳入額	4,459	+ 10	4,469
	収支じり	△ 131	△ 148	△ 279
暫定 収支	歳出額	648	+ 52	700
	歳入額	628	+ 2	630
	収支じり	△ 20	△ 50	△ 69
総収支じり		△ 151	△ 197	△ 348

◇フランス、市中銀行短期貸出基準金利を引上げ

1. インドシナ・スエズ銀行は11月10日、短期貸出基準金利を0.45%ポイント引上げ、12月から実施する旨発表した。またパリ国立銀行をはじめとする大手市中銀行も、同13日これに追随した。

今回の同金利引上げは、年初来7回目のもので、累計引上げ幅は2.50%ポイントとなった。

2. 今回の引上げについては、「政府、フランス銀行が、
フラン相場維持の観点からコール・レート等市場金利を
高めに誘導していることに伴いとられた措置」(アジェ
フィ紙11月10日号ほか)とされている。

◇フランス銀行の総裁および副総裁交替

フランス政府は11月14日、クラピエ同行総裁の後任としてド・ラ・ジェニエール同行第1副総裁を任命した。また第1副総裁にはテロン第2副総裁を、また第2副総裁にはクレディ・ナショナル副総裁プラト氏をそれぞれ任命した。

クラピエ前総裁は、昨年11月に、慣行上の定年である満65歳に達したが、EMS創設等国際通貨情勢が重要な局面を迎えていることを理由に、1年間任期が延長されていた。

なお、今回の新総裁の任命に際しては、初めて総裁の任期は5年との発表がなされている。

新正副総裁の略歴は以下のとおり。

○ルノー・ド・ラ・ジェニエール(Renaud de la Genière)新総裁
1925年 ル・マンに生まれる(54歳)。
1949年 国立高等行政学院(E.N.A.)卒業。同年財政監督官(Inspecteur des Finances)として大蔵省に入省。

1959年 國際金融局課長
1960年 予算局次長
1966年 予算局長
1974年6月 フランス銀行第2副総裁
1974年11月 フランス銀行第1副総裁

○マルセル・テロン(Marcel Theron)新第1副総裁
1915年 パリに生まれる(64歳)。
1939年 高等政治学院卒業。フランス銀行入行。
1958年 IMF理事代理
1967年 外国総局長
1973年 営業総局長。公共事業・中小企業公庫副総裁に転出。
1974年 フランス銀行第2総裁

○アラン・プラト(Alain Prate)新第2副総裁
1928年 リールに生まれる(51歳)。
1953年 国立高等行政学院(E.N.A.)卒業。財政監督官補(Inspecteur Adjoint des Finances)として大蔵省に入省。
1958~67年 EC事務局に出向。
1967年 大統領府経済・金融担当参事官
1969年 経済金融委員会委員長(第6次長期経済

計画の策定に関与)。
1971年 大蔵省関税・間接税局長
1975年 クレディ・ナショナル副総裁

◇フランス、石油製品価格の引上げを決定

フランス政府は11月30日の物価委員会において、石油製品価格を以下のとおり引上げ、12月1日以降実施する旨決定した。今回の値上げは年初来5回目のものである。

〔1リットル当たりフラン、値上げ率・%〕 〔なお()は前年末比値上げ率・%〕	
スーパー・ガソリン	3.05→3.08、+1.0(+14.9)
レギュラー・ガソリン	2.84→2.87、+1.1(+15.7)
軽油	2.0→2.03、+1.5(+25.3)
灯油	1.19→1.221、+2.6(+37.3)
都市ガス	平均9.3%

◇英国政府、80年度財政支出計画を発表

1. 英国政府は11月1日、1980年度(80/4月~81/3月)の財政支出計画(The Government's Expenditure Plans 1980-81)を発表した。今次支出計画では、財政が節度ある規模に圧縮されなければインフレを回避しえないし、民間部門の活力をそぐことにもなる、との基本的な認識に立ち支出規模がほぼ79年度実績見込み並みに厳しく抑制されているのが特徴(表1参照)。

〔表1〕

公共部門財政支出計画

(79年価格表示、単位・百万ポンド)

	1977年度	1978年度 <速報>	1979年度 <実績> <見込み>	1880年度 <計画>
中央政府	46,080	49,882	51,985	51,857
公営企業	1,083	1,012	1,098	1,022
地方公共団体	18,373	18,427	18,693	17,850
小計	65,536	69,321	71,776	70,729
国債利子負担	2,375	2,921	3,100	3,200
予備費	0	0	271	750
合計 (前年度比 (伸び率%)	67,911 (△ 3.7)	72,242 (+ 6.4)	75,147 (+ 4.0)	74,679 (△ 0.6)

2. 支出計画の具体的な内容

80年度の財政支出額は747億ポンド(1979年価格)、79年度比△0.6%と支出規模をほぼ79年度実績見込み並みに厳しく抑制。

このうち中央政府の歳出計画を項目別にみると(表2参照)、国際的な観点から短期的には削減し得ない軍事費(+3.0%)やE E Cへの拠出金(+8.8%)が増加、社会保障費も対象人口の自然増から支出増加となる(+1.2%)反面、生徒数の減少を見込んだ教育関係費の大幅カット(△4.3%)のほか、公営住宅関係費(△5.6%)、道路建設費(△6.5%)等かなりの項目につき前年比純減となっているのが目立つ。

〔表2〕

中央政府歳出計画内訳

(79年価格表示、単位・億ポンド)

	1977年度	1978年度 <速報>	1979年度 <実積見込み>	1980年度 <計>
社会保障	16,595	18,213	19,058	19,289
保健その他	8,776	9,055	9,109	9,194
公共サービス				
国防	7,550	7,509	7,824	8,062
通商、産業、雇用	2,461	3,267	2,753	2,870
住宅	5,507	5,226	5,380	5,078
海外援助	1,836	1,960	2,135	2,191
教育、文化	9,362	9,567	9,657	9,246
運輸	3,023	2,980	3,118	2,914
その他とも合計	65,536	69,321	71,776	70,729

◇英国政府、マネーサプライ増加率目標値の設定期間を延長

ハウ蔵相は11月15日の議会演説の中でマネーサプライの増加率目標値(ポンド建M₃、年率7~11%)の設定期間(79年6月央~80年4月央、<7月号「要録」参照>)を6か月延長し、80年10月央までとする(注1)とともに、財政サイドからも若干のマネーサプライ増加抑制策を講ずる(注2)旨発表した。

(注1) この結果、マネーサプライの目標値は(79年6月央から80年10月央の16か月間の年率増加率が7~11%となる)。

(注2) 大蔵省では、「公共部門借入が予想以上に増大する一方、国债の売行きが必ずしも順調でなく、これがマネーサプライの増大圧力を強めているので、この際いくつかの対策(石油収入税の2ヶ月繰上げ徵収、国民貯蓄債券の増額発行と個人購入限度の拡大等)を講ずることとした」とコメント。

◇英蘭銀行、最低貸出歩合の引上げ等金融引締め措置を発表

1. 英蘭銀行は11月15日、最低貸出歩合(M L R)を3%引上げ既往最高の17%とし即日実施(M L Rの変更は6月12日の2%引上げ<12→14%、7月号「要録」参照>以来の措置)するとともに、12月末で期限切れとなる増

加率ベースの特別預金制度(いわゆる corset)を従来同様の方式(7月号「要録」参照)で80年6月末までさらに6か月間延長する旨発表した。

2. 上記措置について英蘭銀行では、「最近における通貨量の膨張はやや過大であり、特に民間部門の短期資金需要には根強いものがある。最近市場レートは約2%の上昇をしているが、この程度ではマネーサプライの抑制には十分でなく、インフレ心理の再燃を防ぐためにはこの際改めてインフレ抑制に対する断固たる決意を表明することが必要と考え、3%の大幅引上げを行った」とコメント。なお、為替面への影響について同行は、「過日の為替管理全廃(11月号「要録」参照)によりポンド相場が一頃に比べかなり下落しており、公定歩合引上げにより若干の上昇をみても問題ないと判断した」と説明している。

◇英國、ロンドン手形交換所加盟銀行、貸出基準金利等を引上げ

1. ロンドン手形交換所加盟大手3行(Barclays, Midland および Lloyds)は11月16日、貸出基準金利(base rate)を3%引上げ17%とし、19日よりそれぞれ実施する旨発表した。このほか National Westminster はすでに14日独自に貸出基準金利を15.5%としていたが、同日1.5%引上げ17%とし19日より実施する旨発表した。各行別の貸出基準金利および通知預金は次のとおり。

貸出(引上)	通知預金(引上)
基準金利(げ幅)	金利(げ幅)

National Westminster 17.0%(+1.5%) 15.0%(+1.5%)

Barclays ‰ (+3.0%) ‰ (+3.0%)

Midland ‰ (‰) ‰ (+3.5%)

Lloyds ‰ (‰) ‰ (‰)

2. 今次引上げにつき各行では、「15日の英蘭銀行最低貸出歩合の3%引上げに対応したもの」とコメントしている。

◇英国政府、80年経済見通しを発表

英国政府は11月22日、先に発表された80年度財政支出計画(11/1別項参照)、金融引締め措置(11/15同)を織込んだ80年の経済見通しを発表した。これによると、①実質成長率は-1.9%(79年見通し+1.1%)と74、75年以来5年ぶりのマイナス成長となる、②经常収支は79年見通しに比べやや小幅化するとはいえ赤字が持続する、③物価については幾分上昇テンポが鈍化するものの依然として2けたインフレが続く、等のかなり厳しい見通しとなっている(「国別動向」参照)。

	1978年 実績	1979年 見通し	79/6月 時予測	1980年 予測
実質GDP	2.4	1.1	0.3	△ 1.9
個人消費	5.3	3.9	3.2	0.5
政府支出	△ 0.7	0.4	1.1	0.2
うち消費	1.7	1.1	1.5	1.0
投資	△ 15.2	△ 4.5	△ 1.5	△ 6.3
民間個別投資	5.9 (年中) 億ポンド	△ 2.9 (年中) 億ポンド	△ 0.6 同 億ポンド	△ 1.5 (年中) 億ポンド
在庫増減	- 1.5	+ 3.5	+ 4.5	- 19.0
輸出	2.1	1.5	△ 0.5	0
輸入	3.9	11.7	4.3	△ 2.5
小売物価	[第IVQ前年比 %] 8.1	[第IVQ前年比 %] 17.5	[第IIIQ前年比 %] 16.0	[第IVQ前年比 %] 14.0
経常収支	[年中] 億ポンド + 10.3	[年中] 億ポンド - 25.0	同 7.5	[年中] 億ポンド - 20.0
P S B R (財政赤字)	[年度中] 億ポンド 92.5	[年度中] 億ポンド 83.1	同 83.1	

◇英国、住宅金融協会、不動産抵当貸付金利および出資金配当率の引上げを発表

住宅金融協会連合会は11月22日、不動産抵当貸付金利の引上げ(11.75→15.0%<新規貸付分は即日実施、既往貸付分は80年1月1日より実施>、および出資金配当率の引上げ(8.75→10.5%<12月1日より実施>)を決定、傘下住宅金融協会に対し勧告した(注)。

(注) 最近の住宅金融協会関係金利の推移は次のとおり。
 78/2月 78/7月 78/12月 79/8月 79/11月
 出資金配当率(%) 5.5 6.7 8.0 8.75 10.5
 不動産抵当(%) 8.5 9.75 11.75 11.75 15.0

◇イタリア銀行、条件付短期オペ制度を創設

1. イタリア銀行は11月23日、財政資金の巨額の受払いが短期金融市场を擾乱している現状にかんがみ、短期的な資金過不足を調整し、同市場の円滑な運営を図ることをねらいとする短期の売戻しまたは買戻し条件付債券オペ制度を創設した旨発表した。

同制度の概要、以下のとおり。

(1) 対象金融機関

商業銀行、貯蓄銀行等の一般金融機関および中長期信用銀行等の特殊金融機関等(現行の無条件オペ対象金融機関と同じ)。

(2) 対象債券

短期大蔵省証券(Buoni Ordinari del Tesoro<略称BOT>、期間3、6、12ヶ月)、変動利付中期大蔵省証券(注)(Certificati di Credito del Tesoro a tasso variabile<略称 CCT a tasso variabile>、期間2年および3年)、および長期国債(Buoni del Tesoro Poliennali<略称BTP>、5年ものが中心)。

(3) 実施時期

短期かつ大幅な資金余剰または不足が見込まれる時期。

(4) 一回当たりの実施金額

最低100億リラ

(5) 条件付買入または売却期間

最短1営業日、最長10営業日

(6) 金利

オペ実施時の銀行流動性の状況等を勘案のうえ決定。資金不足時にはその時点のインターバンク・レートより高めに、余剰時には低めに設定する方針。

(注) 変動利付中期大蔵省証券は、1977年6月30日以降発行されている中期国債で、金利は、発行時に設定されたクーポン・レート(短期大蔵省証券および長期国債の金利水準を斟酌のうえ決定)と、毎利払期(同国債は半年ごとに利払)前3ヶ月間の各種短期大蔵省証券入札レートの加重平均との、いずれか高い方を適用(52年7月号「要録」参照)。

2. 今次措置につきイタリア銀行では、「イタリアの短期金融市场における資金需給は財政規模の拡大等に伴って振幅を拡げつつあるが、一方、短期金融市场は銀行間取引が主体で、他の欧米諸国に比して著しく未発達な状態にとどまっているため、資金過不足のピーク時においては、しばしば同市場の機能が停止するまでに至っている。今次措置は、こうした短期的な資金需給の振れに伴うマネー・マーケットの過度の引締まりあるいは引緩みを是正するには、債券担保短期貸付(注)、無条件債券オペ等従来の金融調節手段では不十分であるとの判断に基づいて決定したものである。なお、本制度の導入に伴い、市場に短期大蔵省証券等を媒介とした短期資金取引が慣行として定着することも期待される」と述べている。

(注) 債券担保短期貸付は、期間8日、15日、22日の3種に分かれおり、借入の頻度等に応じて公定歩合比最高3%萬の割則金利が適用される。

◇オランダ、1980年度予算案を発表

1. オランダ政府は9月18日、1980年度(1980年1月~12月)予算案を議会に提出した。本予算案によれば、80年度の財政赤字は79年度実績見込みを若干上回っており発表に当った Andriessen 蔽相はこの点に関し、長期的に

は徐々に財政赤字の縮小を図っていく方針に変りはないが、当面の雇用拡大、投資促進のためこの程度の赤字は許容せざるを得なかった」とコメントしている。

予算案の概要は次のとおり。

歳入面では、公営天然ガス事業の収入増(21億ギルダー)、たばこ、アルコール、ガソリンに対する間接税および自動車税の引上げによる増収(3.9億ギルダー)などの歳入増が見込まれ、歳入規模は1,005億ギルダー(前年度当初予算比+13.0%)となる見通し。一方、歳出面では、いわゆる「20億ギルダー計画」(雇用拡大のための9.5億ギルダー、投資促進のための5.3億ギルダー、エネルギー確保のための3.5億ギルダー等)が盛込まれており、公債償還分(33億ギルダー)を含めた総歳出規模は1,158億ギルダー(前年度当初予算比+10.2%)となる見通し。この結果、収支じりは153億ギルダーの赤字となる。これは今年度当初予算の赤字(162億ギルダー)を下回るもの、今年度実績見込み額(142億ギルダー)の赤字を上回っている。

オランダの1980年度予算案

(単位・億ギルダー、△印は赤字)

	1979年度 (当初予算)	同 (実績見込)	1980年度 (当初予算)	前年度 当初比 増加率 (%)
歳 入	889	899	1,005	13.0
歳 出(注)	1,051	1,041	1,158	10.2
収支じり	△ 162	△ 142	△ 153	△

(注) 公債償還分は歳出に計上。

2. 政府は上記予算案発表と同時に、予算案算定の基礎となった80年経済見通しを発表した。それによれば、来年度は今年度並みないし今年度をやや下回る低成長にとどまる見込み。

	1979年度見通し	1980年度予測
実質G N P成長率	2.5~3.0%	2.5%
消費者物価上昇率	4.5%	5.5~6%
賃金上昇率	6.5~7.0%	7.5%
失業者数	210千人	210千人
経常収支	0	10億ギルダーの 黒字

◇オランダ銀行、公定歩合を引上げ

1. オランダ銀行は11月28日、基準割引歩合を1%引上げて9.5%とし、翌29日より実施する旨発表した(担保

貸付歩合<9.5→10.5%>、約束手形割引歩合<10.0→11.0%>もそれぞれ1%引上げ)。同行の公定歩合変更は11月1日の0.5%引上げに続くもの(注)であり、今回の引上げにより公定歩合(基準割引歩合)の水準は既往最高(従来は8.5%、<1979年11月1日~11月28日>)を更新した。

(注) 年初來引上げは5回目で、累計引上げ幅は3%(6.5→9.5%)。

2. 本措置に関し、オランダ銀行では、「海外金利の上昇を映し国内市中金利もシリ高に推移していることから調整引上げを行ったもの」とコメント。

◇デンマーク、総選挙の結果と新内閣の成立

1. デンマークでは78年8月以来 Joergensen 社会民主党党首を首相とする社会民主・稳健自由両党による連立内閣が政権を担当してきたが(53年9月号「要録」参照)、経済政策等をめぐり意見の対立が激化したことから9月28日に内閣が総辞職し、10月23日に総選挙が実施された。総選挙の結果、与党社会民主党が4議席増の69議席を確保し第1党の地位をわずかながら強化したほか、保守党が7議席増となり稳健自由党と共に第2党となった一方、共産党が議席を全く失ったのが目立った。

デンマークにおける総選挙の結果

(前回1977年2月)

	新議席数	前回議席数	得票率	前回得票率
社会民主党	69	65	38.3	37.1
稳健自由党	22	21	12.5	12.0
保守党	22	15	12.5	8.5
進歩党	20	26	11.0	14.6
社会人民党	10	7	5.9	3.9
急進自由党	10	6	5.4	3.6
左派社会党	6	5	3.6	2.7
中道民主党	6	11	3.2	6.4
キリスト教人民党	5	6	2.6	3.4
ジョージスト党	5	6	2.6	3.3
共産党	0	7	1.9	3.7
その他	0	0	0.5	0.8
計(注)	175	175	100.0	100.0

(注) なお上記以外に地域(フェロー諸島およびグリーンランド)代表4名が加わり議席数は総計179名となる。

2. 上記選挙後の10月26日、Joergensen を首相とする社会民主党少数単独内閣が成立した。主要閣僚は以下のとおり。

首相

Anker Joergensen

外 相	Kjeld Olesen
蔵 相	Svend Jakobsen
環境・経済相	Ivar Norgaard
内務・法務相	Henning Rasmussen
商 務 相	Erling Jensen
エネルギー相	Poul Nielsen
公共事業相	Jens Risgaard Knudsen

*同行のみ 1% 引下げ。

2. 本措置につきスウェーデン中央銀行では、「最近の海外金利の上昇にともない、相対的に低水準となつてゐる国内金利を引上げ、為替市場におけるスウェーデン・クローネに対する売り圧力を未然に防ぐとともに、財政赤字拡大により国内流動性の増大が予想される状況下、銀行貸出の増加がこれに一段と拍車をかけることのないようにとの趣旨からとられたもの」と説明。

◇デンマーク、物価・所得凍結措置を実施

1. デンマーク政府は11月6日、議会に物価・所得凍結法案を提出、同法案は14日に可決された。これにより同国の物価・所得(公共料金、家賃、賃金・給与、株式配当等)は11月5日以降12月末日までの約2か月間凍結されることとなった。
2. 本措置は、新政府が国際収支悪化、賃金・物価上昇等同国が直面している経済問題の抜本的解決を図るための政策を策定するにあたり、産業界、労組との間で十分な協議を行うための時間的余裕を得ることを目的としたつなぎの措置とされている。

◇スウェーデン、中央銀行総裁の交替

スウェーデン中央銀行理事会は、10月23日このほど退任することとなった Carl-Henrik Nordlander 総裁の後任として Lars Wohlin 現経済次官を新総裁に決定した(11月7日就任)。

Lars Wohlin 新総裁は1933年生まれ(46歳)、ストックホルム商科大学経済学博士、スウェーデン王立理工学アカデミー会員。

◇スウェーデン、公定歩合の引上げ等を発表

1. スウェーデン中央銀行は11月22日、公定歩合引上げを含む以下の諸措置を発表した。

(1) 公定歩合の引上げ(注)(8→9%、23日実施)。

(注) 同国の公定歩合変更は9月27日の1%引上げ(7→8%、10月号「要録」参照)に続くものであり引上げ後の水準は戦後最高。

(2) 長期債発行利回りおよび長期貸出金利の各0.25%引上げ(10.50→10.75%)。

(3) 商業銀行に対する所要現金比率の引上げ(4→6%、12月2日実施)。

(4) 商業銀行に対する流動性比率の1%引上げ(注)(80年1月実施)。

（注）3大銀行	新比率	旧比率
Post-och Kreditbanken*	38% (39%)	
Skandinaviska Enskilda Banken	38% (37%)	
Svenska Handelsbanken	38% (37%)	

◇ノルウェー、公定歩合を引上げ

ノルウェー中央銀行は11月30日、公定歩合を2%引上げて9%とし、即日実施する旨発表した。ノルウェーの公定歩合変更は1978年2月13日の引上げ(6→7%、53年3月号「要録」参照)以来1年9か月ぶり。

本措置は、同日に決定されたEMS内におけるデンマーク・クローネの5%切下げ(「要録」別項参照)に伴い同通貨と連動関係の強いノルウェー・クローネに対して売り圧力が強まるのを回避するためにとられたものとみられている。なお、この間政府は国債および政府短期証券金利の2%引上げを決定している。

◇フィンランド、現金準備率を引上げ

フィンランド中央銀行は10月25日、銀行の預金債務に対する現金準備率を0.4%引上げ2.4%とし11月以降の対象預金に適用する旨発表した(前回、9月27日に1.6%から2.0%に引上げ10月以降の対象預金に適用する旨発表)。これは引き続き銀行部門の流動性が増加していることに対処してとられた措置である。

◇ポルトガル、公定歩合を引下げ

1. ポルトガル政府は11月23日、同国中央銀行の公定歩合を1%引下げて17%とし、26日以降実施する旨発表した(注1)。同国の公定歩合変更は、78年5月8日の引上げ(13→18%、53年6月号「要録」参照)以来のもの。なお、本措置に加え、ポルトガル政府は、同国通貨エスクードを主要貿易取引相手国通貨バスケットに対し、明年中7%方切下げる(注2)方針を発表した

(注1) 同時に発表された諸施策の概要は以下のとおり。

- ①利子補給等による企業の金利負担軽減
- ②賃金上限規制の撤廃
- ③企業および労働者の社会保険料負担率の引上げ
- ④35,000世帯分の公共住宅建設計画の開始

(注2) 通貨切下げに際しては従来どおりクローリング・パック方式が適用され、ポルトガル中央銀行は明年中、同バスケット(14通貨)に対し月0.5%(79年同0.75%、78年同1.25%)を超えない範囲内でエスクードが切下がるよう市場介入を行う方針。なお、エスクードの同バスケットに対する切下げ率は、1977年2月以来現在までに約42%となっている。

2. ポルトガルでは、昨年春の IMF 借入(stand-by credit、総額57.35百万SDR)を契機に、インフレ抑制と国際収支の改善を主眼とする金融引締め政策をとってきたが、最近に至り、物価・国際収支面にかなりの改善がみられる一方、不況の深刻化と失業の増大が問題化しつつあった。今回の措置は、こうした状況を踏まえ、「政府が短期的な政策スタンスの重点をややリフレ面に置き始めたことを示すもの」(ファイナンシャル・タイムズ紙)との見方がなされている。

なお、今次措置と併せて発表された政府の経済見通しによれば、80年の実質GDP成長率は4~5%(79年3.0%<OECD 見込み、10月>)に拡大する一方、インフレ率は20%前後(79年見込み 25.0%)と幾分低下するとされている。

アジア諸国

◆初の日本・ASEAN経済閣僚会議の開催

わが国と ASEAN(東南アジア諸国連合)は、80年代の経済関係を話し合うため、11月26、27日の両日東京で、初の日本・ASEAN経済閣僚会議を開催した。

本会議は本年7月、バリ島(インドネシア)で開催された ASEAN 拡大外相会議の席上で、わが国側がその開催を提案したのに対し、ASEAN 側が第8回経済閣僚会議(9月、マニラで開催、10月号「要録」参照)でこれを受入れることを決定した結果開かれたもの。

本会議で採択された共同声明の内容は次のようなものである。

- (1) 日本側は、日中関係が緊密化しても日本の ASEAN 地域に対する姿勢と政策に何らの変更を加えることはない旨強調。
- (2) ASEAN 代表団側は、①政府開発援助の拡大、② ASEAN 共同工業プロジェクトへの円借款増大、③対日輸出拡大のための輸出所得安定化制度(STABEX)の創設、④共通基金を含む一次産品問題に関する日本側の積極的な支持、⑤ASEAN の輸出品目に対する関税および非関税障壁の一段の緩和、などを日本側に要求し、日本と同地域の経済協力関係の強化を要望。
- (3) これに対し日本側は、政府開発援助の3年間倍増、援助条件の緩和など経済援助を質、量ともに充実させ、ASEAN を最重点援助地域とする方針を表明。
- (4) ASEAN 側経済閣僚と日本側経済閣僚は、日本・ASEAN 間の協力関係が広範な分野で強化されつつあることに満足し、今後とも緊密に協議を続け、協力を拡充していくことで合意。

◆国際天然ゴム協定、最終合意成立

第4回国連天然ゴム会議総会(ジュネーブ)は10月5日、77年1月の第1回予備会議開催以来2年9ヶ月にわたる審議を踏まえ、天然ゴム市況の安定化をねらいとした国際天然ゴム協定を次のとき要領で発足させることで最終合意に達した。

- (1) 価格安定化措置として通常用40万トン、緊急用15万トン、計55万トンの天然ゴムの緩衝在庫を設置。
 - (2) 当初の基準価格を1kg当たり210マレーシア・セントとするとともに、上限価格を同270マレーシア・セント、下限価格を同150マレーシア・セント(各々当初基準価格比±29%に相当)に設定。
 - (3) 市場介入の基準点等
 - イ. 基準価格の上下15%は安定価格帯とし、市場介入は行わない。
 - ロ. 同15~20%を介入価格帯とし、この価格帯での市場介入は任意とする。
 - ハ. 同20%超を発動(トリガー)価格帯とし、市場介入および上・下限価格の維持を義務付ける。
 - (4) 基準価格等の見直し
 - イ. 基準価格は18か月ごとに見直し(見直し時に先立つ6か月間の平均市場価格が発動価格帯内にある場合最低5%の調整を義務付け)。またこれとは別に、緩衝在庫がネットで10万トン以上の変動をみた場合には、その時点で見直しを行い得るものとする。
 - ロ. 上・下限価格の見直しは、原則として30か月ごととする。ただし、基準価格が調整された結果、上・下限価格が新基準価格の任意介入価格帯(±20%)以内に含まれこととなった場合は、その時点で見直しを行い得るものとする。
 - (5) 緩衝在庫設置等のための拠出資金(総額約474百万米ドル)の負担は、生産・消費国グループで折半(うちわが国は5%相当分の24百万米ドルを拠出の予定)。
 - (6) これに対応し、市場介入等を決定する投票権(総数2,000票)も、生産・消費国グループで折半し、グループ内の各国別の配分(注1)は原則として輸出入シェアによるものとする。
 - (7) 本協定の発効は1980年10月1日とする。
- 本協定は、国際商品協定としては7番目(注2)、緩衝在庫を有するものとしてははず、ココアに次ぎ3番目のものであるが、国連貿易開発会議(UNCTAD)ナイロビ総会(1976年5月)において、発展途上国側の一次産品価格安定化措置の要求に沿って共通基金および国際商品協定を軸とする「一次産品総合計画(IIPC)」(51年6月号および54年5月号「要録」参照)が採択されて以来初め

て成立した商品協定であり、銅、熱帯木材等他の商品協定(注3)の交渉促進に対する影響も少なくないとみられている。

(注1) 現時点における各國別グループ内シェア

	生産国側(1,000票)	消費国側(1,000票)
マレーシア	500票	米 国 250票
インドネシア	250	E C 240
タ イ	80~90 等	シンガポール 130
		日 本 100
		中 国 80~90
		ソ ヴ 連 70 等

(注2) 締結済みの国際商品協定(カッコ内、現行協定の有効期間)

す ず(1976年7月~1981年6月)

コーヒー(1976年10月~1982年9月)

コ コ ア(1976年10月~1980年3月)

砂 糖(1978年1月~1982年12月)

オリーブ油(1980年1月~1984年12月)

小 麦(1979年7月~1981年6月)

天然ゴム(1980年10月~1984年9月)

(注3) 一次產品総合計画(IPC)に基づく国際商品協定対象18品目

銅、綿花および綿糸、硬質繊維・同製品、ショート・同製品、鉄鉱石、マンガン、リン鉱石、すず、ボーキサイト、天然ゴム、熱帯木材、砂糖、コーヒー、ココア、食肉、茶、バナナ、植物油および油種種子。

プロジェクトの内訳は次のとおり。

タイの80年度对外借款受入れ計画内訳

区 分	件 数	金 額	前年度実績比 %
直接政府借款プロジェクト	25	百万ドル 711.5	86.5
うち 農 業・か ん が い	7	196.5	44.4
農 村 開 發	9	50.0	25.0
運 輸・通 信	3	269.4	3.8倍
公 共 施 設	2	66.3	4.1倍
政府保証借款プロジェクト	25	1,400.7	32.3
うち 電 力・エ ネ ル ギ 一	9	688.3	43.5
運 輪・通 信	4	316.9	13.9
公 共 施 設	2	94.0	23.4
産 業 基 盤 整 備	6	70.0	47.4
合 計	50	2,112.2	46.7

◇韓国、越冬物価対策発表

韓国政府は10月2日、石炭、石油等の需要期を控え、これらの物資の安定供給と価格安定を図るため、越冬物価対策(対象期間79年11月~80年2月)を発表した。

概要は以下のとおり。

1. 政府は石炭、石油の需給を緩和するため、石炭254万トン、C重油512万バレル、プロパンガス35万バレル等を輸入する。
2. 国内炭の増産を図るため、国内の生産業者に対して100億ウォンの融資を行うとともにトン当たり600ウォンの補助金を支給する。
3. 石炭、石油等の鉄道輸送を円滑にするため毎日1,130両の貨車を配車する。

◇タイ、第4次経済社会開発計画の80年度分政府对外借款計画を発表

タイ経済開発庁(NESDB)は11月、第4次経済社会開発計画(76/10月~81/9月)に基づく80年度分(79/10月~80/9月)の政府对外借款取入れ対象プロジェクトおよびその金額を発表した(50件、総額21億ドル)。

第4次経済社会開発計画の对外借款取入れ対象プロジェクトについては、過去3年間で49%しか借入が進捗していないため、4年目にあたる80年度分は①農地改革を中心とする土地改良、かんがい面積拡大等の農業基盤整備、②橋梁、道路、水道、発電プラント等のインフラ拡充を重点に、72%までの对外借款実行を目指とした大規模なものとなっている(総額前年度実績比47%増)。対象

◇インドネシア、ASEAN共同プロジェクト推進のための円借款導入

インドネシア政府は、このほどわが国から下記のごとく総額475億円の円借款を導入することを決定した。本円借款は、ASEAN共同プロジェクト(注1)の企業化第1号である同国の尿素肥料プロジェクト(注2)(北スマトラ・アチエ地区)建設資金の一部に充当されるもの。

海外経済協力基金分 330億円(10月22日調印)
<償還期間25年、金利年2.5%>
日本輸出入銀行分 145億円(10月30日調印)
<条件は未公表>

(注1) 1976年3月の第2回 ASEAN 経済閣僚会議で決定。本プロジェクトのほか、マレーシアの尿素肥料(ASEANの企業化承認は、1978年6月)、タイのソーダ灰(同、1978年12月)、フィリピンの混合肥料(同、1979年9月)の4プロジェクト。

(注2) 総工費313百万ドル、わが国からの円借款分(総工費の約70%)以外については、ASEAN加盟国が共同出資(インドネシア60%、タイ、フィリピン、マレーシア各13%、シンガポール1%)。計画生産能力は、年間尿素57万トン、アンモニア33万トン。1980年中に着工、1983~84年完成を目指す。

◇インドネシア、中古機械輸入を一部自由化

インドネシア政府は11月9日、從来全面的に禁止されていた中古機械の一部49品目について輸入を自由化する旨発表した(即日実施)。

自由化の対象となる品目は、①インドネシア内で生産されていないもの、②インドネシアの工業規準に合致したものに限られ、リストアップされていないその他の中古機械の輸入には、工業省の推薦に基づく商業省の許

可が必要となる。

今回自由化の対象となった主な品目は次のとおり。
工作機械、スメリティング・プラント、ローリングミル、工業用炉、鋳造機械、建設機械、ゴムおよびプラスチック加工機械、鉱山機械、製紙機械

今回の措置はすでに9月5日、工業および商業大臣令によって骨子が公布されていたものであるが、①本年度(79/4月～80/3月)が第3次経済開発5か年計画(1979～83年)の初年度にあたるため、国内開発を積極的に推進する必要があること、②貿易収支がルピア切下げ効果や原油価格引上げ等から改善をみていること、などから実施に踏切ったものとみられている。

◇フィリピン、ガットに加盟

フィリピン政府は11月27日、ジュネーブで関税および貿易に関する一般協定(ガット)加盟議定書に署名し、正式に締約国として加盟した(80年1月1日発効、この結果ガット加盟国は85か国となる)。

同国はかねてからガットへの正式加盟を要請し、仮加盟国(加盟国に準ずる扱い、73年9月9日以降)となっていたが、①本年末に仮加盟が期限切れとなること、②米国との貿易協定締結(10月)に際し、東京ラウンド(多角的貿易交渉)のわく内での関税引下げを実行したことなどから、ガット加盟の条件が整ったため正式加盟に踏切ったものとみられている。

◇バングラデシュ、第7次円借款を導入

バングラデシュ政府は11月9日、わが国海外経済協力基金との間で第7次円借款(商品借款)の導入契約に調印した。主な内容は次のとおり。

(1) 鉄鋼、機械、繊維、化学製品等の商品購入を目的とした総額165億円の借款を導入する。なお、商品購入先はわが国に限定せず、OECD加盟国、発展途上国等からの買付けも可能にするためアンタイドローンとする。

(2) 金利は年率1.25%、返済期間は30年(据置き期間10年を含む)。

バングラデシュは、1973年以降毎年わが国から円借款を受入れており、今次借款の導入によりその総額は1,079億円(うち商品借款945億円)に達することとなる。

◇インド、ルピーの対英ポンド中心レートを変更

インド準備銀行は10月24日以降3回(2回の切上げおよび1回の切下げ)にわたり、同国通貨ルピーの対英ポンド中心レート(middle rate)を変更した。ルピーの対

英ポンド中心レートの最近の推移は次のとおり。

レート変更 実施日	対英ポンド(1英ポンド当り) 中心レート	旧レート比 (IMF方式)
7月2日	17.55ルピー	-1.1%
6日	17.75	-1.1
19日	18.00	-1.4
9月15日	17.75	+1.4
10月24日	17.50	+1.4
31日	17.25	+1.4
11月19日	17.55	-1.7

この一連の措置は、同国の介入通貨である英ポンドの主要国通貨に対する騰落に平仄を合せたものであるが、この結果、本年初来の同国通貨の対英ポンド中心レートの調整は計12回(切上げ4回、切下げ8回)に達し、通算では6.3%の切下げ。

◇スリランカ、自由輸出加工区の増設計画を発表

スリランカでは10月4日、大コロンボ経済委員会(53年3・4月号「要録」参照)が自由輸出加工区(Free Trade Zone)の増設計画を発表した。

同計画は、すでに一部稼動を開始しているカトナヤケ自由輸出加工区(面積約2.0km²、77件のプロジェクト、投資総額約20億ルピー)に加え、新たに2ヵ所(コロンボ郊外のウェリサラ<面積約1.0km²>およびビヤガマ<同約0.9km²>地区)に自由輸出加工区を増設するというもの。このうちウェリサラ地区には主として電子部品製造業、ビヤガマ地区には工業用水多消費型産業を重点的に誘致する方針。

◇パキスタン、輸入抑制措置を発表

パキスタン政府は11月16日、輸入承認制の強化による輸入抑制措置を発表。

これによれば、従来同国では、輸入承認制のもと、輸入自由化品目の輸入に当って政府に対する事前の届出が義務付けられていただけで、量的規制は行われていなかったが、今後は四半期ごとにわく(前年度輸入実績の25%)を設定、年度間の輸入総額を前年度並みにとどめる、としている。

ただし、本措置は個別品目・業者に対する規制を伴うものではなく、輸入自由化促進の趣旨から本年6月末に発表された同国輸入政策(8月号「要録」参照)における輸入自由化品目の分類および品目数については、今回の措置により変更はない、とされている。

今次措置は、原油価格上昇、経済開発の推進等を背景とした貿易赤字の拡大(77年△1,280→78年△1,835→79年

1～7月△1,213百万米ドル)や債務返済額の増すうに伴う外貨準備の減少(77年末5.2→78年末4.8→79年9月末2.4各億米ドル)、等にかんがみ採られたものとみられている。

なおパキスタン政府では、今次措置により79/80年度(79年7月～80年6月)の輸入総額は39億米ドル(前年度比+5.4%)にとどまり、貿易赤字も20億米ドル(前年度同21億米ドル)へ若干縮小するものと予想している。

共産圏諸国

◇ハンガリー、西側との合弁銀行を設立

ハンガリー国立銀行は11月9日、ブダペストにおいて西側の銀行6行との間で合弁銀行を設立することで正式に契約を締結した。新銀行の名称は「セントラル・ヨーロピアン・インターナショナル・バンク(Central European International Bank)」で本店をブダペストに置き来年1月より業務を開始する予定。同行の概要は次のとおり。

(1) 資本金	20百万ドル
(2) 出資比率	ハンガリー国立銀行 34%
	日本長期信用銀行 11%
	太陽神戸銀行 11%
	ソシエテ・ジェネラル(フランス) 11%
	バイエリッシュ・
	フェラインスバンク(西ドイツ) 11%
	イタリア商業銀行(イタリア) 11%
	クレジットアンシュタルト・
	バンクフェライン(オーストリア) 11%

(3) 主要業務	ハンガリーの西側諸国および他のコメコ ン域内諸国との間におけるドル建貿易金融 融
----------	--

なお、東西貿易関連の金融業務を行うため既にロンドンやパリ等の西側諸国に本店をおく東西合弁銀行が設立されているが、共産圏諸国に本店をおく銀行が設立されたのは今回が初めてのケースであり注目されている。

◇ブルガリア、生活関連物資の小売価格引上げを発表

ブルガリア政府は11月11日、食料品、建設資材等生活関連物資の小売価格引上げを発表した。主要品目の引上げ幅はアルコール類が平均40%、パン、牛乳、チーズ、豚肉、牛肉、米、野菜等一般食料品が同30～40%、レンガ、木材等建設資材が同40%でいずれも翌12日から実施、また電気料金が12月1日から、電信電話料金、郵便料金等が来年1月1日から各々引上げられることとなっ

た。なお政府は、今次価格引上げの国民生活面への影響を緩和するため、賃金の引上げ(25～30%)を11月1日に遡って実施することを併せて決定した。

このような小売価格引上げを余儀なくされている基本的背景としては、国家財政窮屈化の折から、近年における石油輸入価格高騰等によるコストアップを国庫補助金支出により吸収し、価格の安定を図ることが困難なってきているという事情があるものとみられている。今次措置はこのような財政負担軽減の観点から5月のガソリン価格引上げに続いてとられたもの。

◇中国、「基本建設融資試行条例」を制定

中国ではかねてより、基本建設投資資金の供給方式を財政支出方式(資金の返済が不要)から銀行融資方式(資金の返済が必要)に切替えていく方針を打出していたが、このほどその具体化への第一歩として「基本建設融資試行条例」を制定、一部の基本建設投資に対し銀行融資方式を導入することとした(11月16日、新華社電による)。これは、銀行に対し融資先の審査を厳しく行わせる一方、融資先に対しても融資金の効果的な運用を図らすこと等により、基本建設の投資効率を高めることをねらってとられた措置。

概要は次のとおり。

- (1) 融資対象…80年以降2年間は北京市、上海市、広東省で、軽工業、紡績業、観光業を営む企業に限定(ただしそれ以降は対象業種・地域とも拡大を予定)。
- (2) 融資取扱い銀行…中国人民建設銀行
- (3) 融資対象企業の要件
 - ① 当該企業の技術水準が高く、製品に対する需要も強いこと。
 - ② 生産に要する資源、原材料等が確保されていること。
 - ③ 建設用地、設備等を確実に調達しうるめどがあること。
 - ④ 資金計画が正確で、確実な元利返済が見込まれること。
- (4) 融資期間…最長、重工業15年、その他工業10年(うち零細企業5年)。ただし、具体的な融資期間は、契約ごとに個別に決定。
- (5) 金利…付利、なお融資期間超過分については罰則金利として通常の2倍の金利を付利。
- (6) 融資銀行の権限…融資金の使用状況を監督、検査する権限を有する。具体的には融資金の不正流用、投資内容の無断変更、無計画な原材料の購入等を発見し

た場合 是正を通告、融資先が通告に従わない場合は、融資を停止する権限をもつ。

◇中国、一部農産物等の価格を自由化

中国共産党および国務院は11月1日、26日の2回にわたり、一部農産物等の価格統制を廃止し、今後価格を自由化する旨発表した。これは、現在中国が推進している「経済調整政策」の中の主要方針の1つである、市場メカニズムを活用し、経済活動の効率化を図るという方向に沿ってとられた措置。対象品目は次のとおり。

- (1) 11月1日発表分…一部農産物、家庭副業製品、特産物、雑貨品等1万品目(文房具、刃物・ハサミ等金物、一部プラスチック製品、生鮮・乾燥果物、ワラ製品等の手工業品など)。
- (2) 11月26日発表分…米、麦等主食穀物および食用油(ただし国家への売渡し任務を達成したとの余剰分に限定)。

◇中国、主要副食品の消費者価格引上げ措置等を実施

中国共産党および国務院はこのほど、主要副食品8品目の消費者価格を引上げる旨発表、11月1日から実施することとした。これは、農産物の国家買上げ価格が夏期買上げ分以降引上げ(平均24.8%)られ、消費者売渡し価格を上回るという逆軒現象が生じたことに伴い、国家商業部門で発生していた損失を補填するとともに、この逆軒現象を利用した一部農民の投機的行為(国家に売却した農産物を安値で買戻したあと再び国家に高値で売却することにより利潤を得る)を抑制するためにとられた措置。

主要品目および引上げ幅(全国平均)は次のとおり。

豚肉、牛肉、羊肉…33%

卵、水産物…32%

家禽、牛乳 野菜…各地の状況に基づき小幅引上げ。

このほか、上記措置に伴い肉・乳製品の消費者価格も適宜引上げ。

なお中国当局は、上記措置に伴う労働者・職員の生活

水準低下を防ぐ意味もあり①労働者・職員の賃金引上げ(全労働者の40%を対象)、②労働者・職員に対する物価手当支給(1人当たり毎月5元 純牧畜地区は同8元)、③学生に対する奨学金増額(1人当たり毎月2.5元)等の措置もあわせて発表、同じく11月1日から実施することとした。

◇中国、1979年秋季広州交易会を開催

1979年秋季広州交易会は、10月15日から11月15日まで広州市において、世界97か国から24千人が参加して開催された。今回の交易会の成約高(注)は、中国側の輸出好調を主因に史上最高の水準を記録した(中国側発表)と報じられている。この間の特徴的な動きとしては、①補償貿易方式、委託加工方式による取引が一段と積極的に進められたこと、②中国当局の地方(各省、市、自治区)に対する自主権付与の方針を映し、各地方単独の取引が目立ったこと等が指摘されている。

(注) 香港の文汇报の推定によれば、成約高は中国の化学工業品(前年秋季交易会比2倍)、金属鉱産物(同+50%)、機械機器(同+30%)等の好調を映して総額24億ドル(78年中の中国の貿易額の1割強)にのぼったとされている。

一方、わが国との間における成約状況をみると、輸出入合計で前年秋季交易会並みの5億ドルと、低調であった本年春季(4億ドル)をやや上回った模様で、かなりの不振が伝えられた開幕前の予想に比べればまずまずとの見方が多い。これを輸出入別にみると、中国の輸出は大豆等農産物の玉不足が目立ったが、化学工業品、毛皮、敷物等雑貨品が好伸したことから4億ドルと本年春季(3億ドル)、前年秋季(2.6億ドル)を上回った。他方中国の輸入は、繊維原料、合繊織物等消費財の好調にもかかわらず鉄鋼の成約不振が響き1億ドル(本年春季1億ドル、前年秋季2.7億ドル)と依然低調に終った模様。

なお、中国対外貿易部は、これまでの広州交易会の会場を対外貿易センターと改称(中国での貿易センターの設置はこれが初めて)、ここに常設の展示場および商談の窓口を設けることを発表したが、これに伴い春秋2回かつそれぞれ1か月間にわたるこれまでの交易会方式に何らかの変更が加えられようとの観測がなされている。